

登録を受けた銃砲刀剣類の貸付又は保管委託について

登録を受けている（登録証のある）銃砲刀剣類を貸付又は保管委託する場合は、下記の「貸付又は保管委託届出書」に必要事項を記入し、新潟県教育庁文化行政課文化係まで郵送してください。

貸付又は保管委託届出書

登録記号 番号	種別	長さ(刀剣類) 全長(銃砲)	貸付又は保管委 託をした年月日	貸付又は保管委託の 相手方の住所・氏名	期 間
新潟第					

右のとおり（ 刀剣類 、 火縄式銃砲等の古式銃砲 ）の（ 貸付 、 保管委託 ）
をしたから届け出ます。

平成 年 月 日

住所

氏名

電話（ ）

新潟県教育委員会 様